

法人化の手伝いします

法人化することで社会的信用が高まりさらにビジネスチャンスが広がる可能性があります！
しかし法人化の手続きは複雑で面倒...

法人化のお手続きリスト

○法人代表印鑑の作成

○定款の作成

○資本の払い込み

◇定款認証(株式会社)、登記申請書の作成・登記申請

☆税務署・都道府県(●税事務所)・市町村へ法人設立届等の作成と提出

☆社会保険の事業所としての新規適用届、個人の資格取得届の作成と提出

上記に加えて従業員の方を雇用している場合は労災保険や雇用保険のお手続きがございます。

さらに実務では...

- 取引先へのご挨拶とその準備
- 会社の封筒作成や様式の社名変更
- 法人口座作成や各契約変更手続き
などなど...



初めて聞く言葉や手続きばかり...。
こんなにやることがあるとは...



ぜひ弊所にご相談ください！

弊所では...

1 専門知識を持ったスタッフが書類の作成から提出まで代行いたします！

→依頼者様にご理解いただけるよう、出来る限り分かりやすく説明させていただきます。

2 登記について提携の司法書士の先生をご紹介させていただきます！

→定款認証は司法書士か行政書士、登記申請は司法書士の独占業務です。

信頼できる先生をご紹介。打ち合わせにも通常同席します(紹介料不要)

3 設立後の税務・社会保険の届出書、各機関問い合わせも対応します！

→弊所では税務も社会保険労務もワンストップで対応が可能です。

4 顧問契約締結で税務・社会労務についても弊所におまかせ！

→設立時から関与させていただくことで、より御社の事情を把握することが出来ます。

そのため適切な税務・労務・経営等のアドバイスが可能となってまいります。

オンライン相談・面談も
受け付けております。



プロに依頼することで煩雑な手続きから解放されるだけでなく
長い目で見て会社を守ることに繋がります。

弊所へのご相談お待ちしております！

次ページでは法人化にあたり知っておきたい知識をご紹介します！



『節税になると聞いたので法人化...』 設立の前に手間・資金負担・違いをチェックください!!

順調に事業が軌道に乗り、法人化をお考えの事業主の方も多いのではないのでしょうか？法人化をすることで節税になるという話はよく耳にしますが、その他実際にどんなメリット・デメリットがあるのかどんな手続きを行うのかをご紹介します。

法人化の前に！法人化のメリット・デメリットを確認！

メリット	デメリット
①社会的信用がグッとUP →信用性が高まることで金融機関での資金調達や各社とのお取引が有利になることも！ ②役員報酬が経費扱い可能に！ →給与は給与所得控除による所得圧縮が大きい!! ③家族従業員の給与・退職金の支給が可能に！ →退職金は代表者様も家族従業員にも支給可能となり、常識範囲額ならば経費となります。 ④生命保険料も一部経費として計上可能に！ ⑤相続対策(名義変更の手間省略など) →個人で不動産などの財産を保有するよりも、法人で保有し株式化とする方が節税となることも... ⑥赤字の繰越(黒字と相殺可能)控除期間が長い！ →個人は最長3年のところ、法人は10年!!! ⑦法人代表者は社会保険へ被保険者となります！ ⑧比例税率のため所得税より節税余地があります。	①税務申告が個人事業主より遥かに膨大で複雑 →個人申告は税務署だけですが、法人は地方分も申告必要。付属書類も多い(下記参照ください) ②各種経費などの支出負担が増大します →例えば法人は原則として社会保険の加入が必須となりますので毎月の保険料負担が発生します。法人は登記事項の変更都度で登録免許税などの登記費用が必要となります(住所移転など)そのほか、自社入力での会計ソフト利用料金や、税理士等への報酬も通常は増加いたします。 ③税務調査は個人確定申告より多いです →日ごろからきちんと書類の管整整頓をしておくこと、取引内容の記録意識が一層重要となります。 ④法人から個人へ給与額を超える資金供与が不利益に。 →代表者でも法人は別人格ですので自由に資金の持ち出しは貸付扱いに。家事按分ありません。

法人化後は個人事業主とこんなにも違います!!

提出・作成資料が増えます！

★法人税確定申告における作成必要書類

法人税申告書の別表や附随書類として沢山の書類が必要です

法人税の計算書、株主一覧、所得計算書類、利益積立金等、減価償却資産明細 など...
そのほか、各資産名目の期末残高、役員報酬、地代、雑収入などの各科目の内訳書

★決算報告書

①貸借対照表 ②損益計算書 ③株主資本変動計算書 ④注記表

★法人事業概況説明書

★地方税申告書(都道府県・市町村)

※赤字でも生ずる年間7万円の均等割(地域により金額が異なります)

役員報酬の支給が経費として計上されます！

★役員報酬の注意点(一般的な給与と大きく異なります!)

生活資金拠出手段が役員報酬(給与所得)扱いに

・1年を通して毎月の定期定額というルールが鉄則です

・給与以上の私的な持ち出しは大変な不利益と繋がります

(法人からの貸付金扱いとなり利息分の税金増加、金融機関の印象悪に)

★ご家族の給与

・個人...その事業について専従している方にのみ支給が認められる(掛け持ちは基本NG)

・法人...役員の配偶者の場合は役員と同じ縛りがありますが専従でなくてもOK



法人特有のメリットが沢山ありますが、書類整理や制度の理解は専門的でも大変です。
「節税」という言葉だけでなく、資金面からも専門家へ相談のうえの設立を推奨します！

※記載内容はフジハラ税理士社労士事務所の見解です。具体的内容は顧問税理士等に確認のうえ判断下さい。



フジハラ税理士社労士事務所

〒270-2253 千葉県松戸市日暮5丁目189ジュネパレス松戸第22-201

営業時間...月～金 9:00～17:30

休業日...土曜日、日曜日、祝祭日、8月12日～16日、12月29日～1月3日